

## 5. (Gno.11) ドイツ刑事判例研究 (ドイツ刑法研究会)

代表：曲田 統

1986/10/24 (承認) 1987年度 (開始)

### 【研究の目的】

日本の刑法学の発展に寄与するためには、ドイツ刑法学の理論面のみならず、判例実務の動向をも的確に押さえることが必要である。本研究会は、このうち特に後者を重視し、ドイツの刑事判例の中から、特に日本刑法学に対して示唆的な諸判例を選び、各判例の事実および理由を正確に訳出し、判例・学説上の意義を明らかにすることを目的とする。

### 【研究活動及び成果】

#### 総括

新型コロナウイルス対策の必要性もほぼなくなり、以前のような対面での研究会の実施に戻すことを考えてきたが、かなわなかった。従前は、博士後期課程に在籍する者が報告担当者となり、出席メンバーと議論するという手法をとっていたが、こうした手法の継続が必ずしも容易でなくなっていることから、今後の研究会の実施方法については改めて検討したい。